

お客様各位

福島信用金庫

民法改正を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

当金庫は、令和2年4月の民法改正を踏まえ、各種預金規定等の改定を行います。

1. 対象となる預金規定等

- (1) 普通預金規定（決済用普通預金含む）
- (2) 定期性総合口座規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 通知預金規定
- (6) 定期預金規定
- (7) 積立定期預金規定
- (8) 財形期日指定定期預金規定
- (9) 財形年金預金規定
- (10) 財形住宅預金規定
- (11) 定期積金規定
- (12) ドリームキャッチャー積金規定
- (13) 当座預金規定
- (14) マル専当座預金規定
- (15) 休眠預金等活用法に係る預積金共通規定

2. 主な改定内容

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いについて追加しました。
 - (2) 各種預金規定変更時の周知方法等について追加しました。
 - (3) 各種定期預金等の期日前解約の取扱いについて追加しました。
 - (4) 各種預金等について、住所変更等の届出をいただいていない場合のお客様への通知等の取扱いについて追加しました。
 - (5) 印鑑照合の取扱いについて記載を改めました。
 - (6) 流動性預金について、入金のない口座の解約の取扱いを追加しました。
 - (7) 普通預金以外の預金規定について、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた取引の制限等の条項を追加しました。
- ※なお、今回の民法改正に伴う内容変更は、改正後の民法に準拠することが目的であり、本変更により手続きが変わることはありません。

3. 具体的な改定内容の例示（下線部が追加・変更箇所）【例：定期預金規定】

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いについて

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)~(5) 略

(2) 各種預金規定変更時の周知方法等について

12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(3) 各種定期預金等の期日前解約の取扱いについて

【定期預金共通規定】

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)~(8) 略

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）】〈自動継続型〉

2. (利息)

- (1)~(3) 略

- (4) この預金を定期預金共通規定第4条第1項により満期日前に解約する場合 および定期預金共通規定第4条第5項・第6項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①~⑤ 略

- (5) 略

(4) 住所変更等の届出をいただいていない場合のお客様への通知等の取扱いについて

10. (通知等)

- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常に到達すべき時に到着したものとみなします。

(5) 印鑑照合について

7. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め たほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。 なお、個人の預金者は、盗取された証書・通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

(6) 流動性預金の入金のない口座の解約の取扱い【例：普通預金規定】

14. (解約等)

(1)～(3) 略

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) この預金について、口座開設後1か月をこえて入金がなく、または預金全額の払戻しとなされるなどにより預金残高がなく未払い利息もない状態が1年以上続いた場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

(6) 略

(7) 取引の制限等の追加 【例：定期預金共通規定】

3. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1)～(4) 略

(5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

4. 改正日

令和2年4月1日(水)

以上